

会津若松市教育委員会表彰規則運用方針（抜粋）

1 第4号該当者を除く被表彰者は、次に掲げる基準を参考にして選考する。

- (1) 年齢がおおむね60歳以上の個人
- (2) 結成後おおむね25年を経過した団体
- (3) 公職による功績は対象としない
- (4) 生業による功績は対象としない
- (5) 功績の内容によっては、(1)から(4)にかかわらず選考の対象とする。

2 第4号該当の被表彰者は、次に掲げる基準を参考にして選考する。

区分		基準
絵画、書道、作文等 におけるコンク ール、コンテスト、大 会、公募展等	全国大会	県単位以上の地区予選があるもの 3位以内に入賞したもの （1位の成績に3名又は3団体以上が該当する場合は1位のみとし、1位の成績に2名又は2団体が該当する場合は2位以内に入賞したものに限る。）
		県単位以上の地区予選がないもの 3位以内に入賞したもの （1位の成績に3名又は3団体以上が該当する場合は1位のみとし、1位の成績に2名又は2団体が該当する場合は2位以内に入賞したものに限る。） （概ね半数以上の都道府県から参加があるものに限る。）
体育関係における大 会	全国大会	県単位以上の地区予選があるもの 3位以内に入賞したもの （3位以内に4名又は4団体以上が該当する場合は、上位3名又は3団体に値するものに限る。）
		県単位以上の地区予選がないもの 3位以内に入賞したもの （3位以内に4名又は4団体以上が該当する場合は、上位3名又は3団体に値するものに限る。） （概ね半数以上の都道府県から参加があるものに限る。）
その他、顕著な成績と教育委員会が認めるもの		

3 過去に同一内容の功績により表彰された場合は、再度表彰しない。ただし、過去に表彰を受けた団体であって受賞の日から25年を経過したもの及び第4号の規定により表彰を受けたものについてはこの限りでない。